		2025. 3. 31
頁	誤	正
	(第1部 機械的及び物理的特性)	
24	4.5.1.2 この条項の要 <u>件</u> 事項は	4.5.1.2 この条項の要 <u>求</u> 事項は
32	4.10 裏打ちのない柔軟なプラスチック・フィルム及び <u>包装</u> で、 <u>面積が 100mm×100mm を超え</u> 、玩具に使用されるもの は、以下のいずれかに従うものとする。 4.11.3.3	4.10 裏打ちのない柔軟なプラスチック・フィルム及び <u>プラスチックバックで、玩具及び包装</u> に使用されるものは、以下のいずれかに従うものとする。 4.11.3.3
34	自由端を持たず、かつ長さが 220mm を超えるが	自由端を持たず、かつ <u>5.11.2 に従って測定したときに</u> 長 さが 220mm を超えるが
40	4.16.2.1 「閉める仕組」は、5.13.1 (閉める仕組) に従って試験した ときに、45N <u>未満</u> の力で開けることができるような種類で なければならない	4.16.2.1 「閉める仕組」は、5.13.1 (閉める仕組) に従って試験した ときに、45N <u>以下</u> の力で開けることができるような種類でな ければならない
46	4.18.4.3 a) 5.15.1.3.3 a)から <u>e)</u> に従って試験したとき c) 5.15.1.3.3 a)から <u>e)</u> に従って試験したとき	4.18.4.3 a) 5.15.1.3.3 a)から <u>d)</u> に従って試験したとき c) 5.15.1.3.3 a)から <u>d)</u> に従って試験したとき
49	4.25 音響の要求事項 ガラガラには、4.25 <u>e</u> )の「C 特性ピーク音圧レベル」の 要求事項が適用される。	4.25 音響の要求事項 ガラガラには、4.25 <u>f</u> )の「C 特性ピーク音圧レベル」の要 求事項が適用される。
63	## 12   99   99   99   99   99   99   99	127 28 28 20 20 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21
	25 † 10 	b) Side view
68	5.12.4 乗物玩具は、 <u>ハンドル</u> を玩具が最も転倒しそうな位置に	5.12.4 乗物玩具は、 <u>操縦機構</u> を玩具が最も転倒しそうな位置に
76	大型でかさばる玩具のための転倒試験 <u>(参考資料3参</u> <u>照)</u>	大型でかさばる玩具のための転倒試験

81	5.22.6.5	5.22.6.5		
	平面に吸盤を固定するために糊を使用する場合は	(注)平面に吸盤を固定するために糊を使用する場合は		
97	別紙I	別紙 I		
	(基準第 1 部 <u>4.19</u> )	(基準第 1 部 <u>4.20</u> )		
99	別紙Ⅱ	別紙Ⅱ		
	(基準第1部 <u>4.25</u> )	(基準第 1 部 <u>4.33</u> )		
111	プローブの高さ <u>(100mm</u> )と底部の高さ( <u>25mm</u> )は、ISO	プローブの高さ <u>(101.6mm</u> )と底面の高さ( <u>25.4mm)</u> は、		
	8124-4 で使用されている「胴体及び頭部プローブ」の形	ASTM F-963 と同じであり、ISO 8124-4 で使用されてい		
	状と <u>同じ</u> である。	る「胴体及び頭部プローブ」の形状と <u>近似のもの</u> である。		
	そうした「即席の発射体」であっても、4.18. <u>2</u> e)で言及さ	そうした「即席の発射体」であっても、4.18. <u>3</u> e)で言及され		
116	れている -	ている -		
	(第2部 可燃性)			
	5.4.1.1	5.4.1.1		
133	試験試料を <u>純水</u> に(2±0.5)分間浸して、すすぐ。	試験試料を <u>脱塩水</u> に(2±0.5)分間浸して、すすぐ。		
	(第3部 化学的特性)			
	1.10	1.10		
161	この基準の <u>2.12</u> 項及び 2.7 項(2)(3)に定める試験方	この基準の 2.11 項及び 2.7 項(2)(3)に定める試験方法		
	法による試験を行い、	による試験を行い、		